

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 関口 米吉

本籍 千葉県船橋市市場三丁目一二番

住所 不詳

生年月日 大正四年二月十八日

二 供託所 東京法務局

供託番号 令和八年度金第一七〇八四号

三 供託金額 二、三五四、九九六円

四 裁判所 東京家庭裁判所

五 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

六 事件番号 令和六年（家）第七二二六二号

七 令和八年八月十九日

東京都中野区中央三丁目三九番一 号

た ね ぼ ぼ 館 一 F た ね ぼ ぼ 法 律 事 務 所

不在者財産管理人 元倉美智子

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 一海 梅

本籍（除籍） 不詳（明治四十二年九月二十八日、東京都神田区神田蟬燭町一八番地一梅太郎 吉との養子縁組により、同月三十日東京市浅草区元鳥越町一九番地（戸主佐藤眞三郎）を除籍）

従来 の 住所 不詳

生年月日 明治三十八年十月二十五日

二 供託所 東京法務局

三 供託番号 令和八年度金第一五五八六号

四 供託金額 一四、〇〇〇円

五 裁判所 東京家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和六年（家）第七〇六七九号

令和八年八月十九日

東京都中野区中央三丁目三九番一 号

た ね ぼ ぼ 館 一 F た ね ぼ ぼ 法 律 事 務 所

不在者財産管理人 元倉美智子

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 青木 泰太

従来 の 住所 東京都豊島区上池袋三丁目三三番一六号 佐藤ビル二〇三号

生年月日 昭和四十四年九月二十七日

二 供託所 横浜地方法務局西湘二宮支局

三 供託番号 令和八年度金第二五七号

四 供託金額 一〇、六二〇、九二八円

五 裁判所 横浜家庭裁判所小田原支部

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和六年（家）第二〇四五号

令和八年八月十九日

神奈川県小田原市栄町一丁目一四番五二 号

M A N A X ビ ル 五 階

不在者財産管理人 八木下美帆

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 橋爪 恵菜

住所 長野県飯田市白山町三丁目南四番地四

生年月日 平成二十二年八月十七日

二 供託所 長野地方法務局飯田支局

三 供託番号 令和八年度金第五十四号

四 供託金額 一三、六八三、〇九七円

五 裁判所 長野家庭裁判所飯田支部

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和七年（家）第七十三号

令和八年八月十九日

長野県伊那市上新田二五九六番地一

不在者財産管理人 宮下 直彦

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知下さい。

令和八年八月十九日

一 墳墓等所在地 京都府京都市東山区粟田口東大谷山一 番地

二 墳墓等の名称 東大谷墓地

三 死亡者の本籍及び氏名 本籍不詳につき墓地番号及び氏名 五区二〇八号 不詳 一 体

四 改葬を行うおとする者 京都府京都市東山区粟田口東大谷山一 番地 東大谷墓地管理者 長 峯 顕教

宅地建物取引業者営業保証金取りもし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和8年8月19日

記

【掲載順序】

① 商号又は名称 ② 免許証番号 ③ （代表者の）氏名 ④ 事務所の所在地 ⑤ 営業保証金の額 ⑥ 申出書提出先 ⑦ 掲載者住所、商号又は名称及び氏名

① 株式会社 A C O R N ② 千葉県知事(3)16234 ③ 代表取締役 坂征郎 ④ 千葉県市原市養老1163-2 ⑤ 1000万円 ⑥ 千葉県知事 ⑦ 千葉県市原市養老1163-2 株式会社 A C O R N 代表取締役 坂征郎

① 株式会社佐藤工務店 ② 静岡県知事(3)4052号 ③ 代表取締役 佐藤徳武 ④ 静岡県静岡市駿河区八幡三丁目16番1号 ⑤ 1000万円 ⑥ 静岡県知事 ⑦ 静岡県静岡市駿河区八幡三丁目16番1号 株式会社佐藤工務店 代表取締役 佐藤徳武

① 株式会社 ヴェルナカホールディングス ② 香川県知事第11第2475号 ③ 代表取締役 中山明憲 ④ 香川県高松市中新町12番地1 ⑤ 1000万円 ⑥ 香川県知事 ⑦ 東京都港区新橋6丁目15番1号 503号（旧本店 香川県高松市中新町12番地1） 株式会社 ヴェルナカホールディングス 代表取締役 中山明憲

宅地建物取引業保証協会并済業務保証金取りもし公告

宅地建物取引業法第64条の11第4項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第4条の8第1項の規定に基づき、并済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に同法施行規則第26条の5第1項に規定する認証申出書3通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る并済業務保証金分担保金は同人に返還されます。

令和8年8月19日

東京都千代田区紀尾井町3番30号

公益社団法人不動産保証協会

記

年 度 番 号 商号又は名称 免許証番号 （代表者の）氏名 主たる事務所の所在地 営業保証金相当額

令8不保575 株式会社リ・セーブル 北海道知事 石狩(3)7847 代表取締役 瀬間道孝 北海道札幌市豊平区西岡1条9-8-13 1000万円

令8不保576 株式会社アーネビルド 宮城県知事 宮城県仙台市太白区富沢2-8-20 1000万円

令8不保577 Jカンパニー株式会社 茨城県知事 茨城県鹿嶋市鉢形台1-1-4 1000万円

令8不保578 株式会社スカーネット・B イネット株式会社 茨城県知事 茨城県水戸市元古田町917-1 1000万円

令8不保579 株式会社アトム・エスターム 埼玉県知事 埼玉県上尾市今泉603-2 1000万円

代表取締役 塚美津男